

＝居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取扱いについて＝
(令和8年度前期)

【目次】

1. 特定事業所集中減算の概要 (P. 1)
2. 判定期間、市への報告期限、減算適用期間等 (P. 1)
3. 判定から審査の流れ (P. 1)
4. 算定方法 (P. 2)
5. 正当な理由の範囲 (都城市における取扱い) (P. 3)
6. 提出書類について (P. 4)
7. 提出先等 (P. 4)
8. Q&A (P. 5)

1. 特定事業所集中減算の概要

特定事業所集中減算は、居宅介護支援の公正中立の原則について遵守を図ることを目的として創設されたものです。

居宅介護支援事業所において判定期間（前6ヶ月間）に作成した居宅サービス計画に位置づけられた「訪問介護」「通所介護」「福祉用具貸与」「地域密着型通所介護」（以下訪問介護サービス等という）の提供総数のうち、同一法人の事業所によって提供されたものの占める割合が正当な理由なく100分の80を超えている場合に、減算適用期間中の居宅介護支援費のすべてについて、1月につき200単位を所定単位数から減算するものです。

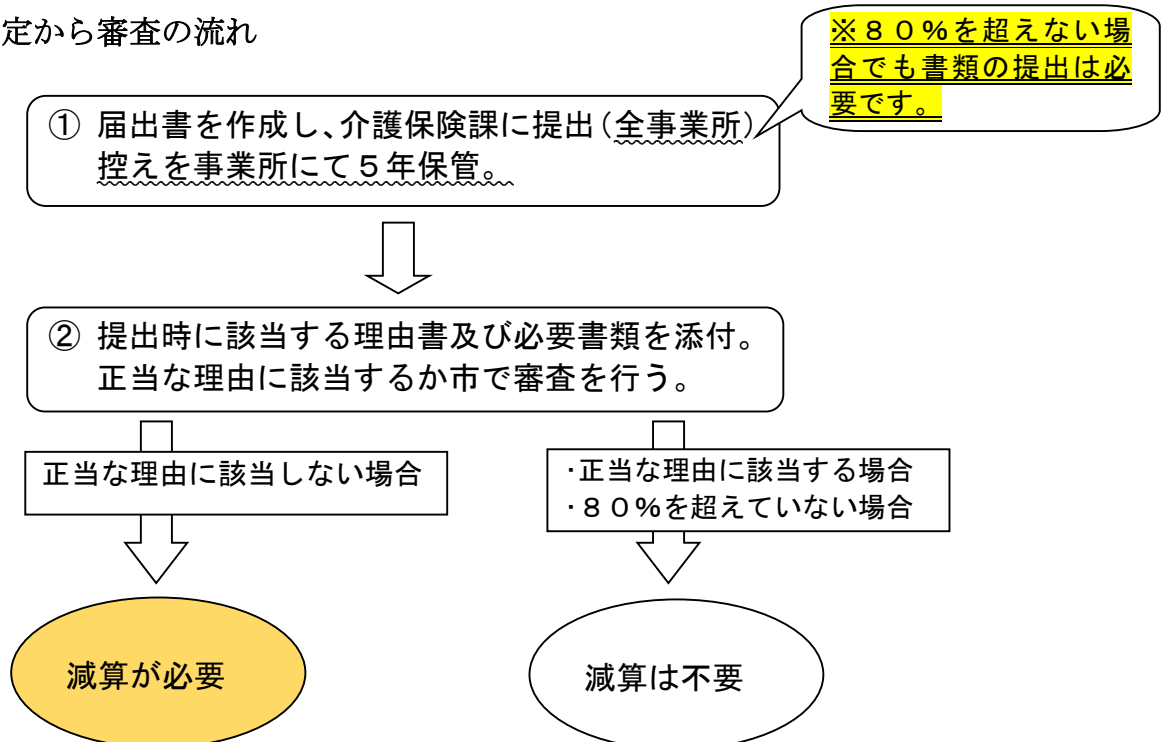
2. 判定期間、市への報告期限、減算適用期間等

	判定期間	市への報告期限	減算適用期間
前期	令和8年3月1日 ～令和8年8月31日	令和8年9月15日（火）	令和8年10月1日 ～令和9年3月31日

※判定期間ごとに、全事業所において80%超過がないか確認を行い、80%超過がある・ないに関わらず、全事業所が届出書を市に提出する必要があります。

※80%を超過しているにもかかわらず、期日までに市に提出がない場合は、正当な理由の有無に関わらず減算が適用となりますので注意してください。

3. 判定から審査の流れ



4. 算定方法

事業所ごとに、当該事業所で判定期間に作成された居宅サービス計画（要介護1～5）のうち、訪問介護サービス等が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、それぞれのサービスごとに最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた数の占める割合を計算し、いずれかのサービスについて正当な理由なく80%を超えた場合は、すべての居宅サービス計画に係る居宅介護支援費について減算となります。

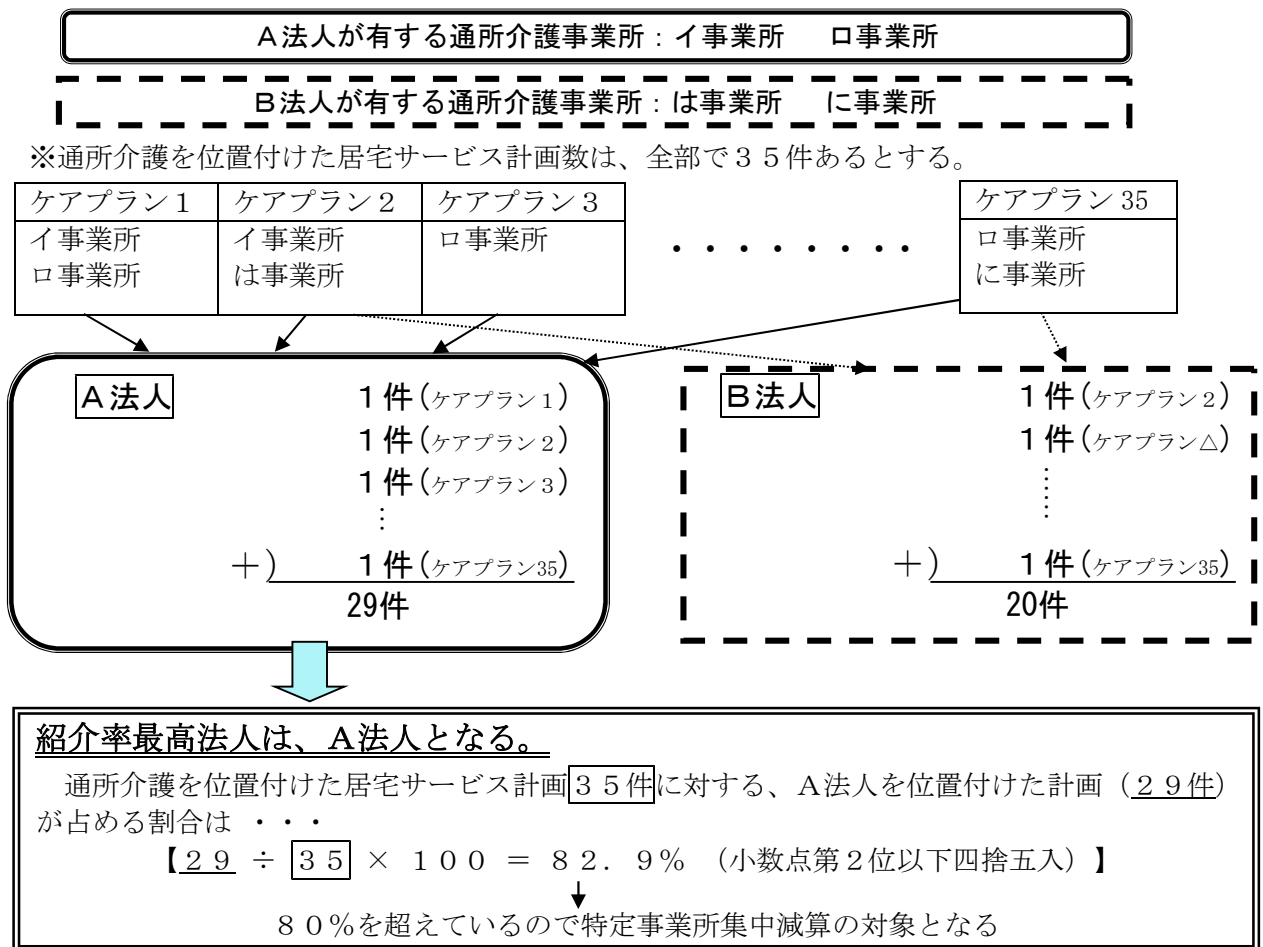
(1) 紹介率最高法人の割合の計算式（例：通所介護の場合）

（通所介護に係る紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数）

$$\div (\text{通所介護を位置付けた居宅サービス計画数}) \times 100 > 80\% \text{ (減算)}$$

$$\leq 80\% \text{ (非減算)}$$

(2) 紹介率最高法人の判定方法（例：通所介護の場合）



(3) 計算上の注意事項

- ① ケアプラン1の場合のように、開設者が同じ法人（A法人）の事業所が複数位置付けられていても、A法人を位置付けた計画数は1件としてカウントします。
- ② ケアプラン2の場合のように、開設者がそれぞれ違う法人（A法人、B法人）の事業所が複数位置付けられている場合は、A法人を位置付けた計画として1件、B法人を位置付けた計画として1件、とそれぞれの法人でカウントします。
- ③ ケアプラン1、2及び35の場合のように、2以上の通所介護事業所が位置付けられている場合でも、通所介護を位置付けた居宅サービス計画数はあくまでケアプランの合計数（上記例の場合：35件）とします。

※給付管理を行った居宅サービス計画を対象とします。

※介護予防サービス計画は含みません。

5. 正当な理由の範囲（都城市における取扱い）

「4 算定方法」により80%を超えた場合、超えるに至った理由について「正当な理由」があり、適切な理由である場合には、特定事業所集中減算の適用を受けません。

正当な理由

【理由1】居宅介護支援事業所の運営規程に定める「通常の事業の実施地域」に、訪問介護等の事業所が、サービスごとでみた場合に、5事業所未満である場合

【理由2】特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合
※都城市では山之口町が該当

【理由3】判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が事業所全体で20件以下である場合

【理由4】判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画数が平均10件以下である場合

【理由5】サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると客観的な挙証資料により認められる場合
具体的には以下のいずれかに該当するものとする。

ア 利用者からサービスの質が高い旨の理由書（様式4）を受けている場合であって、地域ケア会議その他個別のケースを地域で検討する会議にその利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているプランを除いて再計算した結果、80%を超過しない場合

イ 判定期間中に新規、更新、変更した居宅サービス計画について、アセスメントの結果、各種加算等の体制を届け出ている事業所を位置付ける必要がある場合に、次の①もしくは②に該当するプランを除いて再計算した結果、80%を超過しない場合（該当するプランのアセスメント、居宅サービス計画第1表から第7表の写しの添付が必要）

- ① 各種加算等の体制を届け出ている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域内に1箇所しかない場合
- ② 各種加算等の体制を届け出ている事業所について、利用者が適切な情報提供を受け、複数の事業所を比較検討した上で、利用者からサービスの質が高いことを理由にサービスを利用したい旨の理由書（様式4）の提出がある場合

【理由6】その他、地域的な事情も含め諸般の事情を総合的に勘案し、正当な理由があると客観的な挙証資料により認められる場合（該当する居宅サービス計画を除外して再計算を行った結果、80%を超過しない場合）

留意事項

※ 紹介率最高法人が80%を超えた理由が、上記【理由1～6】に該当する場合には、届出書（様式1）の⑤の「該当番号」に理由番号を記載してください。

※ 届出された正当な理由、提出された資料の内容等によっては、追加の資料を求めるなど、個別のヒアリングを実施する場合があります。また、正当な理由があるとして提出した場合でも、認められないとされた場合には、減算が適用されます。

6. 提出書類について

下記「提出書類一覧」を御参照の上、必要な様式を下記ホームページからダウンロードして提出してください。

市ホームページ「居宅介護支援事業所は令和8年度前期の特定事業所集中減算の届出が必要です」にて、案内しております。市トップページのID番号検索にて「15969」と入力し、検索してください。

＝提出書類一覧＝

提出する書類			様式1	様式2	様式3、 様式3の2	様式4
いずれのサービスも紹介率が80%を超えなかった場合			○	○	×	×
いずれか1つのサービスでも紹介率が80%を超えた場合	正当な理由に該当しない		○	○	×	×
	正当な理由に該当する	理由1	○	○	×	×
		理由2	○	×	×	×
		理由3	○	○	×	×
		理由4	○	○	×	×
		理由5ア	○	○	○(※1)	○
		理由5イ①	○	○	○(※2)	×
		理由5イ②	○	○	○(※2)	○
		理由6	○	○	○(※2)	×

※1 地域ケア会議等の議事録の写し、提出した居宅サービス計画書（第1表～第3表）の写しを添付してください。

※2 アセスメントの写し、居宅サービス計画（第1表～第7表）の写し（記録も含む）を添付してください。

◇上記の添付資料は、できる限り両面コピーしたものを提出してください。

- （参考）様式1 : 「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書」
 様式2 : 「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る判定表」
 様式3 : 「再計算書（正当な理由が5又は6の場合）」
 様式3の2 : 「再計算の対象にした居宅サービス計画一覧表」（正当な理由が5又は6の場合）
 様式4 : 「居宅サービス事業所の選択に関する理由書」

※届出書は、ホームページ掲載の「記入例」を御参照の上、作成してください。
 また、減算の有無の判断についての「判定フローチャート」もご確認ください。

7. 提出先等

（1）提出先：都城市役所介護保険課指導担当

（2）提出方法：電子申請・届出システム

(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>)

（4）提出期限：令和8年9月15日（火）

8. Q&A

(問1) 通常の事業の実施地域について、市町村合併後の市町単位で届け出ているが実態は旧市町村の地域を主としてサービス提供している。こうした実態に応じて通常の事業の実施地域を変更することは可能か。

(答) 可能ですが、運営規程に定めるなどして適切に対応してください。なお、サービス提供地域の実態については変更届出時に確認することがありますので、客観的な挙証資料を備えておいてください。

(問2) 給付管理を月遅れで行った場合、どの月の件数として算定すればよいのか？

(答) サービス提供を行った月の件数としてカウントしてください。
例えば、10月にサービス提供を行った分の給付管理票の提出を、月遅れで12月に行った場合には、10月分に計上してください。

(問3) 【理由5】のアでいう地域ケア会議その他個別のケースを地域で検討する会議にその利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているケースについて、どのような資料で証明すればいいか。

(答) 会議の議事録（開催日時、出席者名、議事の詳細が記載されているもの）の写し及び提出された居宅サービス計画の写し（第1表～第3表）で確認します。

(問4) 【理由5】のイを設定した主旨は何か。

(答) 本減算の主旨は、居宅介護支援事業所による特定の居宅サービス事業所への意図的な集中利用を抑止することです。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第1条第2項においては「指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。」とされています。このように、公正、中立な立場で利用者の選択を支援するのが介護支援専門員の重要な役割となっていますので、平成27年度改正に伴い、改めて、この基本に立ち返るため設定した条件です。
また、居宅サービス計画は個々の利用者の特性に応じて作成されるものですので、事業所を選択する理由も利用者によってさまざまであるはずですが、このため、正当な理由に該当するものとして提出された居宅サービス計画や理由書が、全て同じ加算の算定によるものであるような場合などは、正当な理由に該当しないこともありますので留意してください。

(問5) 【理由5】のイでいう「各種加算等の体制を届け出ている」とは何か。

(答) 介護給付費算定に関する届出書における届出内容のことです（割引等も含む）。
なお、加算等を届け出ないが、同等の体制にあるものとして客観的な挙証資料の提出があった場合も含まれます。

(問6) 【理由6】でいう諸般の事情とはどのようなことを想定しているのか？

(答) 災害や他事業所の休止、廃止等で引き継がざるを得なかった事例や、支援困難として市町村や地域包括支援センターから依頼があった事例等を想定しています。

(問7) 平成28年4月1日から当減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところである。平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多いが、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算する必要があるか。

(答) 通所介護と地域密着型通所介護の紹介率については、2つのサービスが位置づけられている居宅サービス計画を合算して算出するかまいません。（実質、移行前の算出の方法から変更なし。）